

明石市での創業サポート

～ 明石市で創業をお考えの方へ ～

創業を志す皆さまが円滑に事業を立ち上げられるように、商工会議所をはじめとする各支援機関と連携し、創業に関する講座の開催や創業希望者のニーズに合わせた相談に対応します。

創業前のみならず、創業後の経営支援を行います。

明石商工会議所（創業塾・個別相談）

創業に必要な知識を習得する創業塾を商工会議所が開催します。また、個々の課題解決に向けて、経営指導員や専門家が個別相談でサポートします。

※ 特定創業支援等事業に位置付けられています。

明石市産業振興財団（個別相談）

明石市産業振興財団と契約している専門家が事業の課題解決をサポートします。

日本政策金融公庫（個別相談、創業融資）

創業に関する相談や新創業融資制度や新規開業資金、女性・若者／シニア起業家資金、中小企業経営力強化資金など、創業のための融資相談に対応します。

【お問い合わせ】

- 明石商工会議所 中小企業相談所

〒673-8550 大明石町1-2-1

TEL : 078-911-1331

- 一般財団法人 明石市産業振興財団

〒673-0891 大明石町1-2-1

TEL : 078-918-0331

- 日本政策金融公庫 明石支店

〒673-0898 樽屋町8-36

TEL : 078-912-4114

- 明石市環境産業局産業振興室商工政策課

〒673-8686 中崎1-5-1

TEL : 078-918-5098

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援 ～ 国の創業支援(補助や税制優遇) ～

明石市は、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けました。この計画の中に定めている「特定創業支援等事業」による支援を受けた場合、創業者は創業に係る国の支援措置を受けることができます。

● 特定創業支援等事業とは

創業に必要な4つの要素(下表のとおり)を習得できるよう1ヶ月以上継続して実施される支援事業のことを指します。

明石市の創業支援等事業計画では、明石商工会議所が実施する『創業塾』、『個別相談指導』の2つの事業が特定創業支援等事業として位置づけられています。

4つの要素	内容
経営	経営全般、事業計画策定 など
財務	財務、会計、経理、税務、資金計画 など
人材育成	人材確保・育成、人事・労務管理、雇用 など
販路開拓	販売促進、商品開発、マーケティング、販路開拓 など

● 特定創業支援等事業を受けた創業者に対する特例

特定創業支援等事業を受けた創業者は、明石市が交付する証明をもって、明石市内で創業する場合に、次の支援を受けることができます。

証明を受ける場合は、下記お問い合わせ先まで申請手続きをお願いします。

支援①

会社設立時の登録免許税の軽減

株式会社、合同会社を設立する場合・・・資本金の0.7% → 0.35%

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円に軽減)

支援②

創業関連保証枠の特例

(他市町で創業する場合も利用できます)

創業関連保証の申込可能期間の拡大(創業2ヶ月前 → 6ヶ月前)

支援③

日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

証明書の交付対象者

① 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人